

令和 6 年 6 月 4 日招集

令和 6 年 第 4 回 琴 浦 町 議 会 定 例 会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 56 号	専決処分について〔琴浦町税条例の一部改正について〕	56
議案第 57 号	専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕	57
議案第 58 号	専決処分について〔琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について〕	58
議案第 59 号	専決処分について〔令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算（第 15 号）〕	59
議案第 60 号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	60
議案第 61 号	琴浦町営斎場条例の一部改正について	61
議案第 62 号	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	62
議案第 63 号	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算（第 2 号）	63
議案第 64 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	64
議案第 65 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	65
議案第 66 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計補正予算（第 1 号）	66
議案第 67 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	67
議案第 68 号	琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて	68
議案第 69 号	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について	69
議案第 70 号	建設工事委託契約の締結について〔令和 6 年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕	70

議案第 56 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

1 琴浦町税条例の一部改正について

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町税条例の一部改正について

令和 ６ 年 ３ 月 ３ ０ 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年琴浦町条例第26号

琴浦町税条例の一部を改正する条例

琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(町民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3	(町民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において<u>は</u>、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3

号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 附 則	(固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 附 則 <u>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</u>
---	---

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 略

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)
及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)
からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に

係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分

金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。))をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年

金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税

額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその

者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10

月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年

金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においては

その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 47 条の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 47 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の町民税につき第 47 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるの

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

は「<u>附則第7条の4、次条第2項及び</u>」 とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～13 略 14 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> 15 <u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 16 <u>法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 17 <u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 18 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 19 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 20 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 21 略 22 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 23 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 24 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～13 略 14 <u>法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 15 <u>法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 16 <u>法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> 17 <u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 18 <u>法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 19 <u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 20 略 21 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 22 <u>法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> 23 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>
--	---

<u>の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>25</u> 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>26</u> 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>27</u> 略 <u>28</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 <u>3</u> <u>町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4	<u>24</u> 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>25</u> 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>26</u> 略 <u>27</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4
---	---

項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(７) 略

- 10 法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

- 11 法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

- 12 法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(７) 略

- 9 法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

- 10 法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

- 11 法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)～(６) 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土

地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ

地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ

き価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に

き価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に

係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略	(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略
--	--

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定に

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

よる町民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

<u>「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 3 及び 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 6 略	3 及び 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 6 略
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の琴浦町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 57 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

1 琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 ６ 年 ３ 月 ３ ０ 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年琴浦町条例第27号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険税条例(平成17年琴浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超	(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超

える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2及び3 略

える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 58 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

- 1 琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
について

令和 ６ 年 ３ 月 ３ ０ 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年琴浦町条例第28号

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 3 年琴浦町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税免除) 第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第45条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第45条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の 9 第10項第 1 号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特	(課税免除) 第 2 条 町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第45条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第45条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の 9 第10項第 1 号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特

別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)及び(2) 略

別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)及び(2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月4日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和 6 年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>(鳥取県教育委員会との協定に基づく交流職員の時間外手当等の特例)</u> <u>22 当分の間、鳥取県教育委員会との協定に基づく鳥取県交流職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の算出にあたっては、第3条の規定にかかわらず、鳥取県職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第3条第1号に定める行政職給料表を適用する。</u>	附 則

第 2 条 琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100
短時間	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300

勤務職 員以外 の職員	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500
	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500
	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900
	30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700
	31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500

32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700

61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	

90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
94		295, 900	343, 600			
95		296, 200	344, 100			
96		296, 600	344, 500			
97		296, 800	344, 700			
98		297, 100	345, 100			
99		297, 500	345, 500			
100		297, 900	345, 800			
101		298, 100	346, 100			
102		298, 400	346, 500			
103		298, 800	346, 900			
104		299, 100	347, 300			
105		299, 300	347, 800			
106		299, 600	348, 200			
107		300, 000	348, 600			
108		300, 300	349, 000			
109		300, 500	349, 500			
110		300, 900	349, 900			
111		301, 300	350, 200			
112		301, 600	350, 500			
113		301, 800	351, 000			
114		302, 000				
115		302, 300				
116		302, 700				
117		302, 900				
118		303, 100				

	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 6 1 号

琴浦町営斎場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営斎場条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町営斎場条例の一部を改正する条例

琴浦町営斎場条例(平成16年琴浦町条例第135号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前		
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)		
区分	琴浦町 民	中部圏 域内住 民	圏域外 住民	区分	琴浦町民 (中部圏域 内住民)	圏域外住民
大人(12 歳以上) 1体につ き	12,200 円	29,000 円	<u>78,000</u> 円	大人(12歳 以上)1体 につき	12,200円	<u>49,900円</u>
小人(12 歳未満) 1体につ き	8,100 円	18,000 円	<u>49,000</u> 円	小人(12歳 未満)1体 につき	8,100円	<u>30,600円</u>
死胎、改 葬、生体 分離肢体 等1体につ き	5,100 円	11,000 円	<u>29,000</u> 円	死胎、改 葬、生体 分離肢体 等1体につ き	5,100円	<u>22,400円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間及び令和 7 年度の使用料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

区分	圏域内外	使用料	
		令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年度
大人（12 歳以上）1 体 につき	琴浦町民	12,200 円	12,200 円
	中部圏域内住民	17,000 円	22,000 円
	圏域外住民	58,000 円	67,000 円
小人（12 歳未満）1 体 につき	琴浦町民	8,100 円	8,100 円
	中部圏域内住民	11,000 円	14,000 円
	圏域外住民	36,000 円	42,000 円
死胎、改葬、生体分離 肢体等 1 体につき	琴浦町民	5,100 円	5,100 円
	中部圏域内住民	7,000 円	9,000 円
	圏域外住民	24,000 円	26,000 円

議案第 6 2 号

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和 6 年琴浦町条例第 号

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する

改正後	改正前
(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の	(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の

3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることではない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることではない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて

別紙のとおり、琴浦町町民栄誉賞表彰条例（平成 2 4 年琴浦町条例第 2 1 号）第 1 条の規定による表彰について、同条例第 3 号の規定により、本議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年度 琴浦町「町民栄誉賞」候補者

住 所	東京都（事務所）〔鳥取県琴浦町（井勝めぐみ）、鳥取県倉吉市（北尾真奈美）〕		
氏 名	Paix ² （ぺぺ） 〔Megumi（井勝めぐみ）、Manami（北尾真奈美）〕	性 別	女
生年月日	2000年（平成12）4月21日 インディーズデビュー 2001年（平成13）4月21日 日本コロムビアよりメジャーデビュー	年 令	結成24年
職 業	歌手		
現在の公職	保護司、矯正支援官、琴浦町観光大使		
表 彰 歴	2005年（平成17）法務大臣表彰（感謝状） 2008年（平成20）法務大臣表彰（感謝状） 2012年（平成24）防衛大臣表彰（感謝状） 2016年（平成28）法務大臣表彰（感謝状） 2020年（令和 2）日本財団 社会貢献者表彰 2021年（令和 3）鳥取県知事表彰（感謝状） 2022年（令和 4）令和4年 安全安心なまちづくり関係功労者 内閣総理大臣表彰 2023年（令和 5）天皇皇后両陛下主催「園遊会」にご招待 2024年（令和 6）日本PR大賞「シチズン オブ ザイヤー」受賞		
公職歴及び 在 職 期 間	保護司（2014年9月1日～現在） 法務省矯正支援官（2015年4月22日～現在） 琴浦町観光大使（2019年12月8日～現在）		
功 績 事 項	2000年のデビュー以来、刑務所で行うコンサート「プリズン・コンサート」の活動を24年間に渡りボランティアで行っている。 このプリズン・コンサートは、歌うのみではなく楽器等の機材を大型バンに載せて刑務所を訪問する、音響機器の提供も含めた「自己完結ボランティア」のスタイルで実施されている。このスタイルでの活動は女性歌手としては異例と言われる上、大型バンの総走行距離が地球約30周分である120万キロを超えたという逸話があるほど日本全国の刑務所を精力的に訪問、コンサート開催回数は500回を超えており、その活動実績は世界一と言われている。 井勝めぐみと北尾真奈美の両名はプリズン・コンサートを、「慰問」ではなく、本当の幸せとは何かというメッセージを伝えるための「訪問」として位置付け、受刑者が何かを感じとり、被害者や家族の心に向き合い、周りの人々を思いやることのできるきっかけとなればと考えて実施している。 これらの実績とメンバー2人の姿勢を背景に、Paix2（ぺぺ）は3度に渡り法務大臣表彰を受賞、また防衛大臣表彰そして内閣総理大臣賞を受賞、全国レベルでその栄誉を称えられておりその社会的評価は極めて高く、琴浦町観光大使としても活発に活動しており、琴浦町町民栄誉賞表彰条例に該当する功績を持つといえる。		

議案第 69 号

琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について

別紙のとおり、琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について

琴浦町過疎地域持続的発展計画（令和３年９月２８日策定）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変更後					変更前				
(略) ３ 産業の振興 (略) (３) 計画					(略) ３ 産業の振興 (略) (３) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
２ 産業の振興	(１) 基盤整備 ・農業	(略)	(略)		２ 産業の振興	(１) 基盤整備 ・農業	(略)	(略)	
	(９) 観光又はレ クリエーシ ョン	(略)	(略)			(９) 観光又はレ クリエーシ ョン	(略)	(略)	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 ・第１次産業	(略)	(略)			(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 ・第１次産業	(略)	(略)	
	商工業・６次産業 化	(略)	(略)			商工業・６次産業 化	(略)	(略)	
	観光	【観光振興事業】 ・観光協会運営補助金	(略)			観光	【観光振興事業】 ・観光協会運営補助金	(略)	

		・コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備 ・広域観光連携事業					・コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備				
		【船上山管理事業】					【船上山管理事業】				
		【道の駅管理運営事業】 ・道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料					【道の駅管理運営事業】 ・道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料				
4 地域における情報化 (略)						4 地域における情報化 (略)					
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (略)						5 交通施設の整備、交通手段の確保 (略)					
(3) 計画						(3) 計画					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道 路	(略)	町			4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道 路	(略)	町		
	・橋りょう	【橋梁修繕事業】 ・坂ノ上橋橋梁耐震化工事 ・佐崎橋、釈迦平橋橋梁修繕工事	町				・橋りょう	【橋梁修繕事業】 ・坂ノ上橋橋梁耐震化工事 ・佐崎橋、釈迦平橋橋梁修繕工事	町		

		・成美橋橋梁修繕工事調査設計業務 ・上法万橋高欄修繕工事 ・ゴリン橋橋梁架替工事 ・成美橋橋梁修繕工事 ・町道鋤上野線橋梁耐震化工事 ・町道光好丸尾線橋梁修繕工事					・成美橋橋梁修繕工事調査設計業務 ・上法万橋高欄修繕工事 ・ゴリン橋橋梁架替工事 ・成美橋橋梁修繕工事 ・町道鋤上野線橋梁耐震化工事		
6 生活環境の整備 (略)					6 生活環境の整備 (略)				
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (略)					7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (略)				
(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	(略)	(略)		6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	(略)	(略)	

	(8) 過疎地域持 的發展特別 事業 ・ 児童福祉	(略)	(略)			(8) 過疎地域持 的發展特別 事業 ・ 児童福祉	(略)	(略)		
	・ 高齢者・ 障害者 福祉	【介護予防教室】	(略)			・ 高齢者・ 障害者 福祉	【介護予防教室】	(略)		
		【介護予防サークル活動支 援事業】	(略)				【介護予防サークル活動支 援事業】	(略)		
		【地域包括支援センター運 営事業】 ・ 介護予防ケアマネジメン ト	(略)				【地域包括支援センター運 営事業】 ・ 介護予防ケアマネジメン ト	(略)		
		【エンディングノートの普 及啓発】	(略)				【エンディングノートの普 及啓発】	(略)		
		【障がい者福祉事業】 ・ 重度障がい者タクシー料 金助成事業 ・ 作業所等障がい者交通費 助成 ・ 障がい者インフルエンザ 予防接種給付費 ・ 重度在宅障がい者福祉手 当 ・ 自動車改造費・ 運転免許取 得費助成 ・ 成年後見支援センター委	(略)				【障がい者福祉事業】 ・ 重度障がい者タクシー料 金助成事業 ・ 作業所等障がい者交通費 助成 ・ 障がい者インフルエンザ 予防接種給付費 ・ 重度在宅障がい者福祉手 当 ・ 自動車改造費・ 運転免許取 得費助成	(略)		

		託事業							
	・健康づくり	(略)	(略)			・健康づくり	(略)	(略)	
	・その他	(略)	(略)			・その他	(略)	(略)	
8 医療の確保 (略)					8 医療の確保 (略)				
9 教育の振興 (略)					9 教育の振興 (略)				
(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎	【エアコン更新事業】 【防火設備改修事業】 【小中学校バリアフリー化事業】	町		8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎	【エアコン更新事業】 【防火設備改修事業】 【小中学校バリアフリー化事業】	町	
	・給食施設	【学校給食センター更新事業】	町						
	・屋内運動場	【体育館改修事業】	町			・屋内運動場	【体育館改修事業】	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 ・公民館	(略)	町			(3) 集会施設、体育施設等 ・公民館	(略)	町	
	・集会施設	(略)	町			・集会施設	(略)	町	

	・ 体育施設	【社会体育施設管理事業】 ・ 体育施設利用受付オンラインシステム化 ・ 社会体育施設の LED 化 ・ 総合体育館トレーニングルームバーコード受付 ・ 東伯総合公園改修事業 ・ 赤碕総合運動公園管理事業	町				・ 体育施設	【社会体育施設管理事業】 ・ 体育施設利用受付オンラインシステム化 ・ 社会体育施設の LED 化 ・ 総合体育館トレーニングルームバーコード受付 ・ 東伯総合公園管理事業 ・ 赤碕総合運動公園管理事業	町		
(略)					(略)						

議案第 70 号

建設工事委託契約の締結について

〔令和 6 年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕

次のとおり、建設工事委託に関する委託契約を締結することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 委 託 名 令和 6 年度防災・安全交付金橋梁耐震事業
松ヶ丘橋外工事委託
- 2 工 事 場 所 琴浦町大字八橋
- 3 工事完成期限 令和 7 年 3 月 31 日
- 4 委 託 金 額 一金 73,950,000 円
- 5 委 託 内 容 岩船大橋 耐震補強工事
(橋脚巻立て工、仮設道路設置・撤去工)
- 6 契約の相手方 鳥取県知事 平 井 伸 治

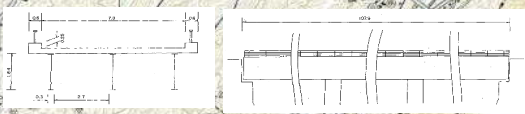
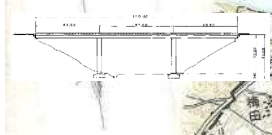
令和 6 年 6 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

琴浦町全図



防災・安全交付金橋梁耐震
事業松ヶ丘橋外工事委託
【町道鋤上野線】